

学修及び学生生活支援

滋慶医療科学大学では、学生の学修及び学生生活支援について、以下の取組みを行っている。

1. 入学前教育

入学者選抜方法が多様化する中、入学予定者の基礎学力の定着、学部の教育内容への興味増進、及び入学予定者と教職員とのコミュニケーションの促進を目的として、教員と職員が連携して入学前教育を実施している。取組みとしては、テキストを用いた在宅学習と提出課題の添削、来学型の学習会を並行して実施している。来学型学習会の具体的な内容は、入学予定者同士のグループによる生命維持に関連した医療機器等を扱う科目などの一部の体験学習等である。このほか、希望者を対象とする数学や理科の基礎学力対策を実施している。

2. 学年主任制（担任制）

学生支援業務をよりの確かつ効果的に行うために、学年主任制（担任制）を設けている。学年ごとに2名の専任教員が学年主任となり、受持ち学生との個人面談を行うほか、学生サポートセンターと連携して、学修・履修や学生生活などについて相談を受け、また指導や助言を行っている。

3. 新入生及び在学生オリエンテーション

新入生及び在学生の修学・学生生活に関わる重要事項の理解促進を目的として、新入生には入学直後に、在学生には前期・後期の各学期初めに、それぞれオリエンテーションを実施している。

4. オフィスアワー

学生の学修や学生生活に関する相談の機会を設けてそれに対応するために、全専任教員がオフィスアワーを設定している。オフィスアワーについては、教員名・研究室・曜日・時間帯を記載した一覧表を学内の掲示板に掲示するとともに、Web上のコミュニケーションツール等に掲載し、学生が随時確認できるようにしている。また、オフィスアワー以外の時間帯についても、学生の希望に応じて相談できる体制を整えている。

5. 休学・退学・学生相談への支援

休学・退学希望者や学生からの相談に対する支援については、各種所管委員会、学部教員及び事務局が連携して対応している。具体的には、学年主任制（担任制）やオフィスアワーを設け、個人面談等を実施することで、教職員が連携して学生の状況把握に努めている。

6. 学生面談

学生面談は、学年主任（担任）が年に2回、受持ち学生との個人面談を実施しており、すべての学生が修学面や学生生活上の悩み・問題等を相談できる場を設定し、指導や助言を行っている。個人面談実施時には、学生の学修ポートフォリオを活用した指導も行っている。また、学生は個人面談時以外でも教職員に相談でき、状況により学年主任（担任）を含めた教職員が連携した対応を取れる体制を整えている。

7. 学生アンケートの活用

今後の授業運営の改善・向上につながるよう、FD（Faculty Development）活動の一環として授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、教職員で情報共有を図るほか、学生及び科目担当教員にフィードバックしている。また、アンケート結果に基づき全科目担当教員に授業改善報告書の提出を義務付けており、学内掲示板等で学生に公表している。

また、学生生活や学内施設等に関する満足度、学生の学生生活状況等の把握を目的として、学生生活満足度調査を実施している。調査結果は、所管委員会等による対応及び改善の検討を経て、大学に対する要望などへの回答とともに学生に公表している。

8. 障害学生支援

障害学生の修学を支援することを目的として、「障害学生修学支援規程」を定め、所管委員会、学部教員及び事務局が連携した体制を整備しており、学生との面談等を通じて、学生本人の希望に添えるようケースバイケースで必要な対応を行っている。施設面では、エレベーター、障害者用トイレ、障害者用駐車場、及び視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等を設置し、バリアフリーに配慮した施設環境を整備している。また、「障害学生修学支援規程」において、障害学生支援に関する研修について規定し、教職員に対して合理的配慮や支援内容等に関する研修を毎年実施している。

9. 課外活動支援

学生が自主的に運営する校友会組織があり、「校友会会則」、「役員選挙及び選挙管理委員会に関する運用細則」、「クラブ活動に関する運用細則」を定め、支援・運用体制を整備している。学生の積極的な参画やサークル活動等の活性化を促すとともに、支援体制の充実を図っている。

10. 健康相談・心的支援・生活相談

学生の心身の健康管理について、学校保健安全法に基づき、毎年1回全学生を対象に定期健康診断を実施し、健康状態を把握している。体調不良時の休養やキャンパス内での負傷や急病への応急処置は、学内設置の医務室で行っている。

心理面のサポートに関しては、本学校舎に隣接する学外のカウンセリング機関と連携しており、学生の状況等必要に応じて同機関につなぎ、情報共有する体制を整備している。同機関では専属のカウンセラーが、心理面を中心とする様々な相談に応じている。

ハラスメントの防止については、「ハラスメント防止規程」を定め、ハラスメント防止のための啓発活動の企画及び実施、苦情相談に係る事実関係の調査、苦情相談に係る対処方針の検討、再発防止策の検討等を行っている。また、教職員・学生のハラスメント防止に対する意識啓発、及び教職員の学生からの相談に対する対応力の向上を目的として、教職員・学生を対象に外部講師によるハラスメント防止研修会を毎年大学院との合同で実施している。